

水給第 105 号
令和5年5月22日

指定給水装置工事事業者 各位
指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課
課長 外島 範頭
(公 印 省 略)

給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いますので通知致します。改正内容は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

【主な改正内容】

（1）給水装置工事施行基準

・裏面のとおり

（2）排水設備工事施行基準

・裏面のとおり

【運用開始日】 令和5年6月1日 施行

【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置工事施行基準・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。（6月1日以降）

【問い合わせ先】 給排水設備課

南部審査係：Tel 099-213-8523

北部審査係：Tel 099-213-8524

(1) 給水装置工事施行基準

- ・ ページ番号の変更
- ・ 給水装置の定義について文言の追加 (P1)
- ・ 給水装置工事に際しての留意点について文言の追加・修正 (P3)
- ・ 配管技能者等の配置について資格設定に伴う要件の変更 (P5、6)
- ・ 安全管理等について文言の追加、出典省令の修正 (P10)
- ・ 検査内容、留意事項について文言の修正 (P21、22)
- ・ 給水方式の決定について文言の追記 (P27)
- ・ 直結・受水槽併用式の図の追加 (P31)
- ・ 給水管の口径決定についてメーターの損失水頭図の修正 (P47)
- ・ メーター口径決定表について文言の追加 (P53)
- ・ 給水管の長所・短所表への管種追加 (P60)
- ・ 給水用具材料の文言・図の追加及び図の変更 (P62～66、68、69、72)
- ・ 給水管の接合方法について文言・表の修正 (P82、85、86、88～95)
- ・ 土工事について文言の追記 (P113、114)
- ・ 道路復旧工事について文言の修正 (P114)
- ・ 現場管理について通達等の文言削除及び文言の追記 (P114)

※ () 内のページ番号は施行基準の改正前のページ

(2) 排水設備工事施行基準

- ・ ページ番号の変更